

宮城ふるさとプラザ試験販売利用基準

平成18年2月1日

この基準は、社団法人宮城県物産振興協会会長（以下「協会会長」という。）が定める宮城ふるさとプラザ販売希望商品申込要領（以下「申込要領」という。）に定めるもののほか宮城ふるさとプラザにおける試験販売の利用を行う場合の利用基準を定めるものである。

記

第1 試験販売の対象となる県産品

試験販売を行う商品は、製造物責任保険に加入しているもので、製造若しくは加工の最終工程が県内で行われたもの又は県内業者が企画し、県内産の主原材料を使用して製造されたもので、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの。

(1) 国、又は県の伝統的工芸品の指定を受けた工芸品

(2) 次の要件のすべてを満たしていると県が認めたもの

イ 品質及び機能は消費者の信頼に十分応えることができるものであること

ロ 販売価格は、製造原価及び一般消費者の立場から、納得のいく合理的かつ妥当なものであること

ハ 商品パッケージは、内容物又は製品を的確に表現していること

ニ 材料（原料・素材）は、優良なものを使用し、法律で禁止されている農薬等を使用していないもの

ホ 内容物を誤認させる容器の使用又は過大な包装を行っていないこと

ヘ 量目が表示内容と一致していること

ト 通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること

ただし、数量が限定されている商品については一定数量が試験販売期間中に確保出来ることが明らかで、定期的に補充が可能なものはこの限りでない

チ 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関連法令に定める規定に違反していないこと

第2 試験販売の対象となる県産品の調整

郷土性豊かな商品あるいは消費者の需要が一定程度見込まれる商品等で、第1の要件を満たし得ないものであっても県が認めたものは試験販売できるものとする。

第3 利用期間

原則3ヶ月以内とする。

第4 利用条件

(1) 指示

利用者は試験販売の実施及び施設利用に際し、協会会長の指示に従うものとする。

(2) 商品説明

「宮城ふるさとプラザ」販売担当者への詳細な商品説明及び消費者に対する興味・質問等に対応できるような商品説明パンフレットを準備する等の工夫を行うこと。

(3) 試験販売利用者負担

原則無料とする。

ただし、搬入、搬出及び試験販売期間中の運営に要する経費並びに協会会長が定める申込要領により必要な経費（販売手数料等）は、利用者の負担とする。

(4) 什器・備品使用料

原則無料とする。

なお、持ち込み什器・備品については、社団法人宮城県物産振興協会へ事前に申し出ることとする。

(5) 試験販売商品の販売条件等

イ 仕入れ価格の決定

試験販売を行う時の個々の商品の仕入価格、仕入価格の変更、残った商品の取り扱い、売上金清算方法等については施設管理運営主体の協会会長が定める「申込要領」に従い実施するものとする。

(6) 撤去、交換等

協会会長は、施設の利用上、必要とする場合は、利用者に対し利用物の撤去、交換等を命ずることがある。

(7) 原状回復義務

利用者の責めに帰すべき理由により、施設内の設備、備品等の汚損、損傷等が生じた場合、利用者は原状回復の責任を負うものとする。

(8) 事故等

県は試験販売実施中に生じた事故等について、責任を負わないものとする。

第5 利用申込み

利用申込みは別紙様式1の利用申込書により原則として試験販売開始の3ヶ月前までに、食産業振興課長あて利用申込みを行うこと。

第6 試験販売利用承認

食産業振興課長は、協会会長と協議の上最終的な利用計画が決定したときは、利用申込者に対し様式2による回答を行う。

なお、協会会長は最終的な利用計画が決定した後、具体的な販売条件について試験販売出展予定者と協議を開始する。

第7 実績分析・実施結果の反映

協会会長は試験販売実施に伴う実績を分析し、実施結果を試験販売実施主体等に還元提供するものとする。

第8 所在地等

名称：宮城ふるさとプラザ

住所：東京都豊島区東池袋1丁目2番2号 東池ビル1F及び2F

電話：03-5956-3511

※不在の場合

電話：03-5212-9045

名称：宮城県東京事務所

住所：東京都千代田区平河町二丁目6番3号（都道府県会館12階）

附 則

- 1 この基準は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年7月1日より施行し、令和3年7月1日申込み分から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年12月1日より施行し、令和5年12月1日申込み分から適用する。